

生活衛生改善貸付（無担保・無保証人のご融資）

○小規模事業者で生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方にご利用いただけます。

お使いみち	融資限度額	ご返済期間（うち据置期間）
設備資金	2,000万円	10年以内（2年以内）
運転資金		7年以内（1年以内）

（注）小規模事業者（従業員数5人以下（旅館業および興行場営業は20人以下））であって、一定の要件を満たした上で生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要です。

令和元年台風第19号等特別貸付 令和元年台風第19号、第20号および第21号の被害を受けた方にご利用いただけます。

ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間（うち据置期間）
台風により直接被害を受けた方（注1）	6,000万円 （各種融資制度に上乘せ）	設備資金：20年以内（5年以内）
台風により間接被害を受けた方		運転資金：15年以内（5年以内）
台風によるその他被害を受けた方（注2）	別枠 5,700万円	運転資金：15年以内（5年以内）

令和2年7月豪雨特別貸付 令和2年7月豪雨の被害を受けた方にご利用いただけます。

ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間（うち据置期間）
豪雨により直接被害を受けた方（注3）	6,000万円 （各種融資制度に上乘せ）	設備資金：20年以内（5年以内）
豪雨により間接被害を受けた方		運転資金：15年以内（5年以内）
豪雨によるその他被害を受けた方（注2）	別枠 5,700万円	運転資金：15年以内（5年以内）

（注1）ご利用いただける方は、令和元年台風第19号等による激甚災害指定を受けた地域に事業所を有し、事業活動を行う方に限ります。

（注2）ご利用いただける方は、生活衛生同業組合の組合員の方に限ります。

（注3）ご利用いただける方は、令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、事業活動を行う方に限ります。

※そのほか、東日本大震災の被害を受けた方にご利用いただける融資制度がございます。詳しくは支店窓口までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方にご利用いただけます。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間（うち据置期間）
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方で、一定の要件を満たす方	別枠 8,000万円	設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内）

新型コロナ対策資本金性劣後ローン（注1）（注2）

ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間
新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下において、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る方	別枠7,200万円	5年1ヵ月・10年・20年のうちいずれか（期限一括返済、利息は毎月払）

（注1）当初3年間の利率は0.95%（年利）となります。4年目以降は、1年ごとに、直近決算の業績に応じた利率（0.95%～4.70%、いずれも年利）が適用されます。

（注2）本制度によるご融資については、金融機関の資産査定上、自己資金とみなすことができます。

※そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方にご利用いただける衛生環境激変特別貸付がございます。

詳しくは支店窓口までお問い合わせください。